

(自治体向けの案内文)

2012年4月 日

情報公開 担当者 御中

全国市民オンブズマン連絡会議  
事務局長 弁護士 新海 聡  
〒460-0002 名古屋市中区 3-7-9  
チサンマンション丸の内第2 303号室  
TEL 052-953-8052 FAX 052-953-8050

## 全国情報公開度調査についての照会

前略

昨年は、全国市民オンブズマン連絡会議が行う全国情報公開度アンケートに、ご協力いただき、大変ありがとうございました。本年も、各自治体に対して同じ項目の公開度を比較する全国情報公開度調査を行い、結果を集計し公表します。

今回は、各都道府県内の市レベルまで調査し、「全国情報公開度調査」を発表しようと計画しています。全国集計は、8月25日に行われる全国市民オンブズマン弘前大会で発表する予定です。

今回の調査では、下記の通り、本照会への回答の形で、情報提供をお願いする次第です。

ご多忙中恐縮ですが、別紙アンケートにご回答の上、 月 日( )までにご送付いただけますと幸いです。

草々

回答送り先・問合わせ先(地元集計担当)

「 \_\_\_\_\_ 」

〒

TEL \_\_\_\_\_ FAX \_\_\_\_\_

メール

( 全国集計担当 )

全国市民オンブズマン連絡会議

内田 e-mail [office@ombudsman.jp](mailto:office@ombudsman.jp)

TEL 052-953-8052 FAX052-953-8050

締め切り 月 日( )まで

ご回答は、FAXまたは、メールでお願いします。

## 2011年度 情報公開度に関する調査 (2012年8月公表)

全国市民オンブズマン連絡会議

自治体名( )

情報公開制度、条例等についての担当部署( )

担当者名( )

連絡先 電話

FAX

メール

(以下の回答の基準日は2012年4月1日現在でお願いします。また、今後、改定が計画されている場合は記載をお願いします。各項のA、B、…のうち当てはまるものを選択してください。「その他」の場合は、必ず具体的に記述してください。)

### 1、交際費の公開度、情報公開の運用について、

【質問】① 貴自治体における、首長交際費の支出相手先の公開基準(2012年4月1日現在)について、お問い合わせします。

首長交際費を情報公開請求した際の、支出の相手方の団体名、氏名の開示基準は( ) である。

(注)「開示基準」ですので、「これまでの公開の実績」ではありません。「その他」については、開示基準を、必ず具体的に記述してください。

- A 非個人の全面公開、病気見舞いを除く個人名は全て公開  
(「交際費廃止」「病気見舞い廃止」「見舞い全面公開」を含む)
- B 非個人の全面公開(法人・団体名はすべて開示)、  
個人名の一部の公開(個人は相手により一部非開示)
- C 非個人の全面公開(法人・団体名はすべて開示)、個人名はすべて非公開
- D 非個人の一部非公開(法人・団体名が一部非開示)  
(個人名は全面公開、一部公開も含む)
- E その他( )

【質問】② 首長交際費の相手方情報について、インターネット上での公開の基準は( )である

(注)「開示基準」ですので、「これまでの公開の実績」ではありません。ネットでの氏名の公開を本人に確認する場合は、非開示となる可能性があるため(B)となります。

Gの「その他」については、開示基準を具体的に記述してください。

- A 非個人の全面公開、病氣見舞いを除く個人名は全て公開  
(「交際費廃止」「病氣見舞い廃止」「見舞い全面公開」を含む)
- B 非個人の全面公開、個人名の一部の公開(個人は相手により一部非開示)
- C 非個人の全面公開、個人名はすべて非公開(法人・団体名はすべて開示)
- D 非個人の一部非公開(法人・団体名が一部非開示)  
(個人については公開、一部公開も含む)
- E 月毎の総額(または使途別の金額)のみ公開
- F 公開していない
- G その他( )

【質問】③ 情報公開請求の際のコピー代(複写手数料、A4、白黒1枚)は( )である。

- A、10円、 B、11円以上の( )円

## 2、議会のホームページ上での情報公開について

【質問】④ 貴自治体の議会の議事録について、ホームページ上に( )

- A 本会議、委員会の議事録が掲載されている。
- B 本会議と決算、予算委員会のみ、議事録が掲載されている。
- C 本会議のみ、議事録が掲載されている。
- D 掲載されていない。
- E その他( )

【質問】⑤ 貴自治体の議会本会議の内容について、( )

- A ホームページ等で実況中継され、かつ、ホームページ等でいつでも録画を見ることが出来る。
- B ホームページ等で、いつでも録画を見ることが出来る。(実況中継はされていない)
- C DVD、VHSの録画が貸し出しされて、見ることが出来る。

- D ホームページで実況中継されている。
- E ケーブルテレビ、ラジオ、「役所等の施設」等で実況中継されている。
- F 中継も録画も行っていない。
- G その他( )

### 3、情報公開条例について

貴自治体における、情報公開条例の内容について、お問い合わせします。

2012年4月1日現在の内容について、A、B、…のうち当てはまるものを選択してください。  
下記の「条例」はすべて「情報公開条例」のことです。

【質問】⑥ 閲覧手数料について、情報公開請求時または交付時に、閲覧手数料を  
( )

(注:「閲覧手数料」とは、コピー代(【質問】③の複写手数料)のことではありません)

- A 取らない
- B 条件付きで取る(条件は )
- C 取る
- D 現在は取らないが、情報公開審査会等で制度変更を検討中

【質問】⑦ 請求権者について、貴自治体への情報公開請求( 条例上の請求であり、任意開示を含めない ) は、( )である。

(注) 「広義住民」とは、「住んでいる人、会社、学校等に通っている人、利害関係者等」であり、条例での「広義住民以外も任意開示を努力する」という条文は C になります。)

- A 何人も請求可能
- B 広義住民以外の人、請求理由を書けば請求可能(条例に記載あり)
- C 広義住民のみ請求可能

【質問】⑧ 情報公開条例において、会議の公開について( )

- A 「実施機関は、会議について、会議録その他会議の内容を把握できる資料を適正に作成するものとする」などの具体的な規定がされている
- B 「会議の公開に努めるものとする。」などの抽象的な規定がされている
- C 規定されていない
- D その他( )

【質問】⑨ 情報公開条例において「開示請求権の濫用禁止」の規定が( )

(「開示請求権の濫用禁止」の規定とは、「公文書の公開を請求する権利を濫用していると認めるときは、当該請求を拒否することができる。(富山市条例)」など、であり、一般的な利用者の責務として、「行政情報の公開を受けたものは、これによって得た情報を、みだりに濫用することなく、この条例の目的に即して適正に使用しなければならない。」を規定しているものは「請求権の濫用禁止」ではありません。)

A、ない

B、ある

(濫用禁止の規定があると回答された自治体にお尋ねします。この規定を適用された請求事例が、何件ありますか。期間( 年 月～ 年 月)に( )件

C、制定される計画がある

#### 4、教育委員会の会議録の公開について

【質問】⑩ 情報公開条例によって、教育委員会の会議録に関する情報公開を請求した場合、会議録について、( )

A 発言者等の明記された会議録が公開される

B 発言者等が明記されていない会議録(概要)が公開される

C 公開されない

D その他 ( )

【質問】⑪ ホームページ上で、教育委員会の会議録について( )

A 発言者等も記載されている会議録を見ることができる。

B 発言者等が記載されていない会議録の概要を見ることができる。

C 掲載されていない

D その他 ( )

以上です、ご協力ありがとうございました。